

報告第20号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第12号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月12日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成30年9月19日午後1時頃、幕別町字千住59番地13において、町職員が刈払機を使用し土地の草刈り作業を行っていたところ、飛び石により隣地に駐車中の相手方車両の車体後方の複数箇所に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 78,320円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、解決金とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。